

1. 普及・研究活動（2010年度）

1. 2010年度（平成22）普及活動の概要

2010年度に実施した普及活動としては、出土遺物の展示・公開、出土資料・記録資料の貸出、出土資料の閲覧、ホームページの開設・公開などがある。

1) 出土遺物の展示・公開

総合博物館サテライト館としてリニューアルして4年目である。開館日は月曜日～金曜日、開館時間10時～17時で運営しており、年間を通じ博物館と連携しながら展示室を利用した普及活動を行った。2010年度は合計532名（リニューアル・オープンからの延べ来館者2598名）である。昨年度は200名弱の入館者であったが、リニューアル2年目並の数字となった。大阪府文化財センター見学ツアー（4月9日）55名、鈴峯中学サークル（6月8日）22名、浜田高校PTA（7月15日）35名、親子体験歴史村（7月24日）182名、高陽高等学校（10月15日）42名、ゆめ大学（11月22日）23名など、多くの団体の受け入れがあったことが大きな要因である。展示室が非常に狭く、展示室の収容人数が15名程度であることから、20名以上の団体の場合、総合博物館と連携して2～4班に分け、遺物整理室なども公開しながら、時間差で見学者に対応した。50名以下の団体で、見学者に時間的余裕があれば、対応が可能であることを実践することができたが、より多くの人々が余裕を持って見学できないという点では根本的な問題がまったく解決できていない。展示スペース拡張については継続的に大学側に要求しているところであるが、本年度も実現することはできなかった。また、常設展示の定期的更新についてもほかの業務との関係から果たせていない。

2) 共催事業

東広島市教育委員会が主催する「親と子の体験歴史村」を本年度も共催事業として実施した。共催事業としては本年度が3回目であり、7月24日（土）に実施した。小学校の夏季休暇期間を利用して、親子で考古学的な体験を提供することを目的とするものである。本年度は第27回で、その内容は以下のとおりである。

8：30 受付

9：00 はじまりの会

9：20 体験その1 広島大学内の遺跡見学

10：30 体験その2 土器づくり

12:20 昼食

13:15 体験その3 火起こし

14:20 体験その4 勾玉づくり

16:00 おわりの会

午前中の体験その1では広島大学東広島キャンパスに残されている遺跡の見



写真 150 大学構内の遺跡見学



写真 151 体験その2 (土器の種類の説明)



写真 152 体験その2 (土器の作り方の説明)



写真 153 体験その2 (参加者の土器作り)



写真 154 土器の接合体験 (自由参加)



写真 155 体験その3 (火起こし体験)

学、体験その2では土器の歴史や作り方の説明を行った後、思い思いの土器を製作、また、土器製作中に2グループに分けて総合博物館を見学した。昼食時間などを利用して、自由参加の形で、あらかじめ配布したクイズの回答探しや土器の接合体験などを行った。午後からの体験その3では火起こし道具（火きり）を使って火起こし体験を行い、体験その4では滑石を利用して勾玉などの玉を製作した。体験その3の火起こしはなかなかうまくいかず、火がついたところでは思わず歓声があがっていた。テントの下とは言え、夏本番の暑い中、参加者は思い出の一日になったと思われる。

3) そのほかの普及活動

出土資料・記録資料の貸し出しについては、出土資料の貸出が4件で、記録資料の貸出についてはなかった。詳細は以下のとおりである。

【出土資料貸出】

1. 鏡西谷遺跡弥生土器2点

貸出先 広島大学埋蔵文化財調査室 八幡浩二

貸出期間 2010年5月10日

目的 尾道大学の授業において使用

2. 鏡西谷遺跡弥生土器3点

貸出先 広島大学埋蔵文化財調査室 八幡浩二

貸出期間 2010年6月8日

目的 福山市東部市民大学の授業において使用

3. 陣ヶ平西遺跡須恵器5点

貸出先 広島大学埋蔵文化財調査室 八幡浩二

貸出期間 2010年11月18日

目的 福山市東部市民大学の授業において使用

4. 鏡西谷遺跡弥生土器、陣ヶ平西遺跡須恵器ほか8点

貸出先 広島大学埋蔵文化財調査室 八幡浩二

貸出期間 2010年11月18日

目的 尾道大学の授業において使用

出土資料の閲覧については、研究目的で合計11名の請求があり、随時対応を行った。ホームページの開設・公開については、「広島県内埋蔵文化財関係イベント」のページを中心に、県内の発掘調査等に伴う現地説明会、博物館等の展示会情報、講演会・シンポジウム情報、体験学習案内など、広島県の埋蔵文化財に関連する各種情報を紹

介を約1ヶ月の間隔で更新している。

東広島キャンパス内の保存遺跡については、公開可能な6遺跡（鏡西谷遺跡、西ガガラ遺跡第1地点、山中池南遺跡第1地点、同第2地点、鴻の巣遺跡、鴻の巣南遺跡）について継続的に公開している。大半の遺跡が遺構を埋め戻して整地し、説明板を設置している程度であるが、鏡西谷遺跡は1985・86年度に遺跡散策道を整備し説明版を設置している。鏡西谷遺跡、西ガガラ遺跡第1地点は年に1回の草刈を行って管理している。山中池南遺跡第1地点、鴻の巣南遺跡は説明板の設置のみであるが、アカデミック地区にあるため適宜草刈が行われ、常時見学が可能な状態である。山中池南遺跡第1地点は2007年度から年次計画を立て整備を行っている（次節で詳述）。大学内を南北に貫通する東広島市道に隣接し、遺跡への立ち入りは自由であり、多くの人が見学していると推定されるが、実数は不明である。学内の授業（総合科目「キャンパスの自然環境管理」など）や各種見学会などに利用されている。

2. 2010年度（平成22）保管・管理活動の概要

2007年度から発掘調査等の実施ならびに報告書作成に伴う資料の保管と公開のための管理を年次計画に基づいて実施している。発掘調査等の実施に伴う資料には、出土遺物、記録資料、報告書作成に伴う資料は図面（遺物実測図、遺物分布図など）、写真（遺物写真のフィルム、焼付け写真など）などがある。また、東広島キャンパス内には17ヶ所の遺跡保存区が設定されており、これらについても公開のための管理・整備を年次計画で実施している。

1) 出土遺物の整理

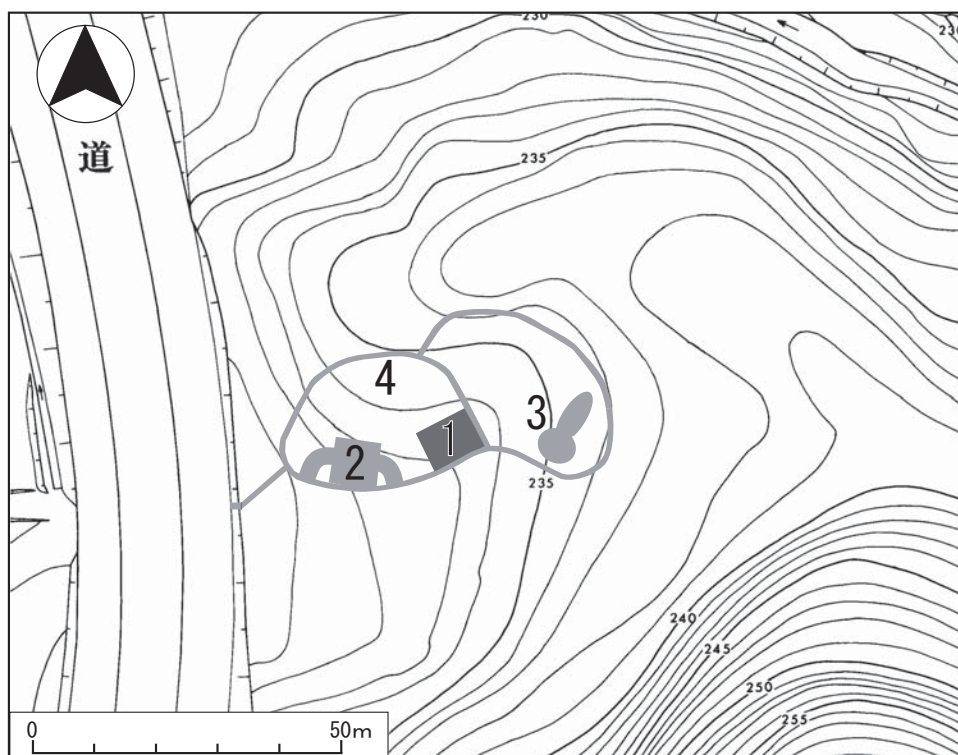
『広島大学東広島キャンパス埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ』に掲載した、ががら地区（西ガガラ遺跡、東ガガラ遺跡）出土遺物について管理台帳作成、報告資料の照合などの再整理作業を行った。また、研究活動の一環として、農場地区（鏡西谷遺跡）ほか出土の瓦器の整理作業（型式分類・復元作業など）を行った。

2) 出土資料の保存処理

調査室所蔵の鉄製品の保存処理については近年の業務の状況から見て自前で実施することは困難であると判断して、業者委託を検討した。しかし、かなり高額であることから、予算措置をすることができず、本年度は断念した。

3) 調査記録資料の整理・保管作業

報告書Ⅰに掲載した農場地区の遺跡群（鏡西谷遺跡、鏡東谷遺跡、鏡千人塚遺跡）



第70図 山中池南遺跡第2地点保存区整備平面図

1. 2号住居跡（工房跡）、2. 1号住居跡（整備済）、3. 須恵器焼成窯跡（整備済）、4. 散策道（整備済）

について、写真の整理を行う予定であったが、ほかの業務が多忙をきわめたため実施できなかった。

4) 保存遺跡の管理・整備

東広島地区では、統合移転および統合移転後の開発に伴う試掘調査などによって31遺跡を確認し、現在17ヶ所が保存区として東広島キャンパス内に保存されている。これらの保存遺跡については、説明板設置するなどして見学の可能なものは公開をしている。また、保存遺跡は埋め戻しを行って現状保存をしていることから、遺跡の存在を意識することが困難であり、可能な遺跡については整備計画を策定して順次実施している。2007年度からは、アカデミック地区に隣接し、学外からのアクセスも容易な山中池南遺跡第2地点の整備を行っているところであり、本年は通算で4ヶ年目となる。

山中池南遺跡第2地点は学舎が集中するアカデミック地区の東側隣接地に位置する（アカデミック地区東端部の理学部植物管理室圍場の東広島市道を隔てた東側隣接



写真 156 型取りのための遺構（鍛冶炉・石組炉）の掘り出し作業



写真 157 型取りのための遺構（鍛冶炉・石組炉）の掘り出しと清掃



写真 158 遺構（石組炉）の型取り



写真 159 遺構（石組炉）の型取り（FRP）



写真 160 住居跡（工房跡）土盛作業



写真 161 住居跡（工房跡）の床面掘削と壁面・法面の成形

地)。3年計画により昨年度（2009年度）まで発掘調査地区の1号住居跡（竈付堅穴住居跡）、1号須恵器焼成窯跡および散策道の整備を行った。本遺跡では、1号住居跡に隣接して2号住居跡（鍛冶工房跡）が発見されており、広島県内でも類例の少ない貴重な遺構であることから、本年度から2ヶ年の計画で整備を実施することとした。今年度は、2011年1月25日～3月30日まで整備作業を実施し、堅穴住居（工房跡）の復元、石組炉の復元などを行った。整備作業の概要は以下の通りである。

1月25日～2日11日 整備工事のための測量および車両進入路の造成。

2月12日 復元作業のためのやり方設置。

2月14日 復元作業の開始。鍛冶炉、石組炉の型取作業の予定。しかし、大雪のため中止。

2月15・16日 合成樹脂（FRP）による鍛冶炉、石組炉の型取り作業（写真158・159）。

2月21日～3月3日 遺構埋め戻しと復元住居（工房跡）の土盛・成形（写真160・161）。

3月10・11日 復元住居壁面部の鉄筋コンクリート補強と表面硬化剤（ガンコマサ）による成形（写真162・163）。

3月14・15日 復元石組炉の搬入・設置（写真164～166）。

3月18日 復元住居、鍛冶炉（仮）、柱穴、溝の位置出し、掘削および排水施設設置（写真167・168）。

3月22日 鍛冶作業場硬化面の復元（写真169・173）。

3月23日 表面硬化剤（ガンコマサ）による柱穴・溝の整形と住居跡床の構築（写真170～172）。

3月25日 床面推定部、住居跡法面（斜面部）の整形

3月28日 住居法面保護のための草（ティフブレア）の吹付け（写真174）。

3月29日 石組炉への焼土・木炭混じり土、鍛冶炉（仮）への木炭の挿入。

3月30日 鍛冶作業場硬化面補強。工事用通路の閉鎖・植栽復元。復元作業の終了。

2号住居跡（鍛冶工房跡）は、1号住居跡、1号須恵器焼成窯などとともに遺構の保存が決定されたため、調査直後の2000年3月に遺構全体を一旦埋め戻した。今回の整備作業を行うために、工房跡の中心的遺構である鍛冶炉、石組炉の正確な復元を行う必要があり、まず遺構の再露出（写真156・157）と型取りを行った（写真158・159）。

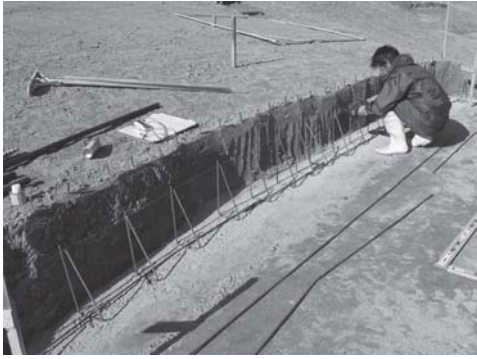


写真 162 住居跡壁面補強作業（コンクリート基礎と鉄筋の設置）



写真 163 硬化剤混合土（ガンコマサ）を使用した住居跡壁面構築

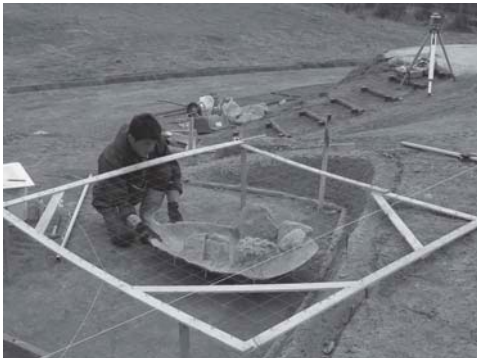


写真 164 復元石組炉の位置出し作業



写真 165 復元石組炉の掘り方掘削と排水施設の設置



写真 166 復元石組炉の設置



写真 167 鍛冶炉の掘削成形

遺構は型取り後、保護材をかぶせて砂で厚く覆い、土で埋め戻し旧に復した。その後、遺構を保護するために約 50cm の土盛りをして、2号住居跡（工房跡）の大まかな形状を構築した（写真 160・161）。2号住居跡（工房跡）は丘陵斜面に立地し、斜面上方側を平面方形に掘り込んで住居床面を形成し、掘削排土を斜面下方に盛り上げて掘削で形成した部分の約 2 倍の床面積を確保していたと思われる。発掘調査時には土盛りした床面部分のほとんどが流失していたため正確な住居跡の規模を知ることはできなかったが、幸い斜面側に柱穴が 1 本残されており、これを元に床面を復元した。また、住居跡は丘陵斜面裾近くに位置し、床面と丘陵裾との比高差は 1 m 程度であるが、遺構保存のため約 50cm の土盛りをしたことから、1号住居跡と同様に丘陵裾と床面の比高差は 1.5 m 程度となった。

住居跡の壁面は盛土を掘削していることから長年月の風雨に耐えることができないため、壁面補強のためコンクリート基礎と鉄筋の骨組みを設置し（写真 162）、硬化剤混合土（ガンコマサ）で壁面を成形した（写真 163）。2号住居跡の大まかな成形と壁面の補強を行った後、住居内の遺構復元を行った。最初に復元石組炉の位置合わせを行い（写真 164）、固定するための掘り方を掘削して、排水施設を設置した（写真 165）。掘り方に砂を充填しその上に復元石組炉を設置して（写真 166）、コンクリートで固定した。その後、鍛冶炉（写真 167）、柱穴（写真 168）などの遺構について人力で掘削して大まかな形状を構築した。

次いで、鍛冶作業場の硬化面の復元を行った。硬化面は鍛冶作業によって飛び散った微細鉄片が鍛冶炉に近接して堆積した場所で、工房床面上に不整形でわずかな高まりをもつ赤黒く硬くしまった状態で残されていた。復元作業は最初に深さ約 10cm の硬化面基礎掘り方を掘削し、その中に全体の基礎となる土台を製作したのち、その上にやや高く赤味のある部分と低くやや黒味のある褐色部分を製作した（写真 169）。1号住居跡北側の赤橙褐色土と掘り方排土を攪拌して混合土を作り、ベンガラに墨汁を加えたものを水で溶いて混合土に加え、さらに水と固化剤（ハードキープ）を加えたものを練り合わせて基礎土とし、土台を構築した。やや高い部分の暗赤褐色土は基礎土に赤橙褐色土とベンガラを増量し、松煙墨を加えて製作した。黒味のある褐色土は暗赤褐色土より松煙墨、墨汁の量を多くした。

最後に、柱穴などの遺構について硬化剤混合土を利用して整形した（写真 170）後、硬化剤混合土を石組炉、鍛冶炉などの上面程度まで敷き詰め（厚さ 5cm 程度）、全体をコテやブラシで整形し（写真 171）、硬化させるために水撒きをした（写真 172）。

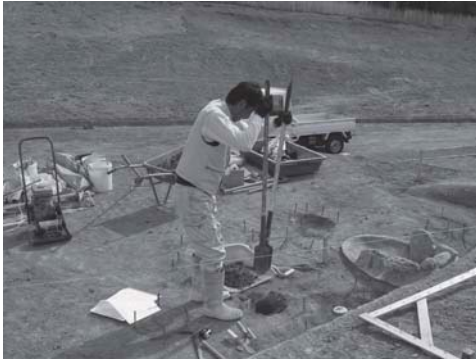


写真 168 柱穴の掘削成形



写真 169 鍛冶作業場硬化面の復元



写真 170 成形硬化剤（ガンコマサ）を使用した柱穴の整形



写真 171 硬化剤（ガンコマサ）を使用した住居床面の成形



写真 172 硬化剤（ガンコマサ）硬化のための水撒き作業



写真 173 鍛冶作業場硬化面の補強作業



写真 174 住居跡法面補強用草種の散布

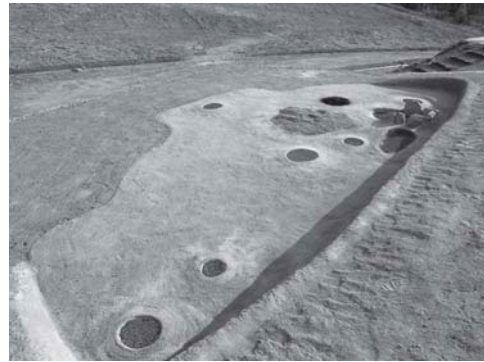


写真 175 住居跡（工房跡）復元完成状況

硬化剤混合土を完全に固化させるため1日ほど時間を置いて周辺の整備をした。作業場硬化面はさらに表面処理および補強作業を行った（写真 173）。表面処理はラッカーを利用して少し光沢を付けた。補強は液体接着剤（バインダー）を塗布した。

2号住居跡法面は補強のため草種（ティフブレア）を全面散布した。2号住居跡柱穴には火山灰を硬化した焼赤玉土を充填して表示し、石組炉、鍛冶炉（仮）には木炭混じりの土を充填して、本年度の復元作業を終了した。

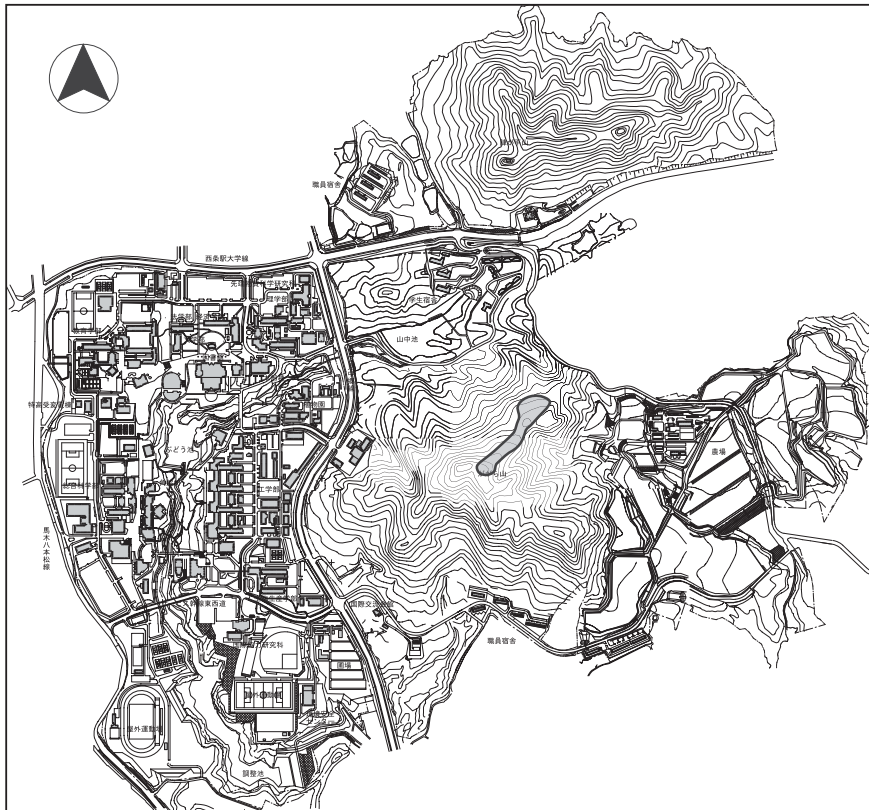
本年度は、2号住居跡全体の復元と石組炉の復元を中心に行い、鍛冶炉については仮設的に復元した。次年度は、鍛冶炉の本復元、2号住居跡へのアクセス用階段の設置、須恵器焼成窯跡に付随した灰原（破損品や灰・炭の捨て場）の復元を実施する予定である。保存遺跡の管理については、例年通り、鏡西谷遺跡、西ガガラ遺跡第1地点の草刈を業者委託で2010年3月に実施した。

3. 2010年度（平成22）教育・研究活動の概要

埋蔵文化財調査室の研究活動として、調査室所蔵遺物の研究および受託研究を行った。調査室所蔵遺物の研究は報告書Iで報告した東広島キャンパス鏡地区（農場地区）の瓦器の再検討を行い、これに関連して広島県西部（安芸地方）の関連資料の研究を行った。その成果については、『調査研究』第2号（2011年3月に）に、「安芸地方における瓦器の研究」として成果を発表した。ここでは、受託研究の概要およびそのほかの教育・研究活動についてまとめておきたい。

1) 受託研究

受託研究は東広島市からの受託である。本学東広島キャンパスに隣接して所在する



第 71 図 2009 年度受託研究に伴う調査位置図 (1 : 20,000)
 (太線で囲んだ灰色部分が調査対象範囲を示す)

国史跡鏡山城の整備事業に関連して、本学敷地内における関連遺構確認と記録・研究を主たる目的とする。4ヶ年計画で実施し、本年度は2年目にあたる。以下、受託研究の概要を説明する。

1. 研究課題

鏡山城跡範囲確認に係る発掘調査

2. 研究経費

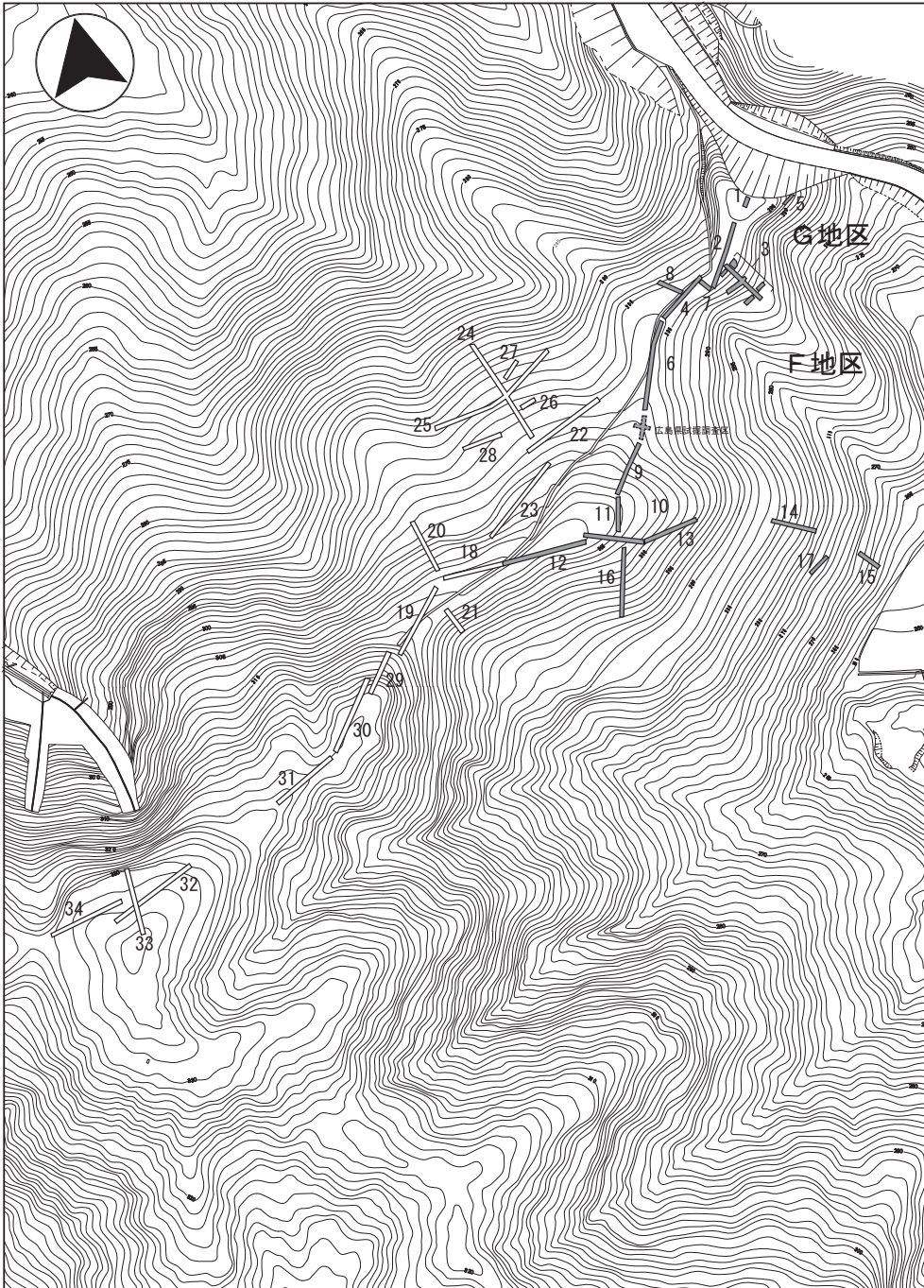
4,930,000 円 (うち、直接経費 3,792,000 円)

3. 調査の期間

2010 年 (平成 22) 10 月 26 日～12 月 24 日

4. 調査概要

対象地は国史跡鏡山城跡の南西に位置し、1981 年～1982 年に発掘調査を実施した



第 72 図 2009・2010 年度受託研究調査区配置図 (1 : 2,500)

(図中の数字は調査区番号を示す。白抜き調査区は 2010 年度、灰色の調査区は 2009 年度の調査である。F・G 地区は鏡西谷遺跡の既往調査区)

鏡西谷遺跡西側隣接地、ががら山頂部および北東隣接地である(第71図)。昨年度(2009年)は鏡西谷遺跡G地区、F地区、H地区西側の隣接地である丘陵尾根、山麓斜面、谷部および鏡山からががら山へ通じる尾根などを調査対象とした(第72図1~17)。本年度は昨年度調査範囲の西側および北側隣接地で、鏡山からががら山へ通じる尾根、ががら山山頂部、鏡山からががら山へ通じる尾根の西側に広がる丘陵尾根や谷部を対象として調査を実施した。本年度の調査対象地も、昨年度同様、現状は山林であり、日常的な管理は行われていないことから、調査可能な程度の下刈りを行いながら調査区を設定した。調査区は幅1.5mのトレンチで、合計17ヶ所に調査区を設定した(第72図18~34)。調査区名については、昨年度に17区まで設定したことから、それに連続する形で連番とすることとし、18区から順次命名した。18・19区および29~31区は鏡山からががら山へ通じる尾根、20、22~28区は鏡山からががら山へ通じる尾根西側の丘陵、尾根および隣接谷部、21区は鏡山からががら山へ通じる尾根東側斜面、32~34区はががら山山頂北東端部に設定した。また、18区東端部隣接地で石列が露出していたため、広がりを確認するため表層の落ち葉等を除去して清掃すると共に一部表土層を剥ぎ取って調査を実施した。

調査では、土壘状遺構1、掘鉢状遺構1、柱穴5、竪堀1、帯状平坦面5を検出し、土師質土器が少量出土した。以下、各調査区について概要を述べる。

18区 昨年度調査した12区を西へ延長する形で設定した。表土下はすぐに花崗岩風化土層となり、広い範囲で花崗岩地山が確認された。

19区 18区の南西に設定した調査区で、調査区東半部は地表下はすぐに花崗岩風化土層となり、花崗岩地山が広く確認された。調査区西半部は山道部分であり、昭和時代後半に敷設されたと推定される水道管を検出した。

20区 18区西端付近から北北西に延びる尾根に設置した調査区で、表土下すぐに花崗岩地山が広く確認された。

21区 19区北端部付近の尾根斜面に設定した調査区で、花崗岩パイラン土を中心とする堆積が認められたのみである。

22区 昨年度調査を行った第1郭の北東側に位置する北西に延びる丘陵部の付け根付近の調査区で、平坦部から北東側の谷部にかけて設定した。丘陵平坦部東端は明瞭な傾斜変換点が形成されており、直下で帯状平坦面SP14を検出した。東側斜面は比較的急傾斜であるが、谷中央部付近では緩やかで、谷全体として逆台形状の断面である。自然の谷を部分的に加工して竪堀の機能をもたせている可能性が高い。北



写真 176 24・25区交差点付近 (S X 02 播鉢状遺構) 調査状況 (南東より)



写真 177 23区中央部完掘状況 (南西より)



写真 178 32・33区交差点付近 (S X 03 土壘状遺構) 調査状況 (北東より)



写真 179 32区東部土壘状高まりの柱穴 (P 3・4) 検出状況 (東より)



写真 180 33区西半部完掘状況と S X 11 土坑状遺構 (西より)



写真 181 現地説明会開催風景

端部で土師質土器鍋 2 点が出土した。

23 区 22 区の南西の谷部に谷の主軸に直交して設置した調査区で、12 区（2009 年度調査区）検出の堀切の北側延長線上に位置する。調査区中央部の丘陵平坦部から谷へ移行する付近および調査区南端部付近の丘陵斜面途中で人為的と思われる傾斜変換部を確認した。谷断面は緩やかな V 字状を呈することから、22 区谷部と同様、谷上部を成形（削平）して堅堀としての機能をもたせているものと推定される。

24・25 区 丘陵平坦部を中心に 24 区は丘陵主軸方向に、25 区は主軸と直交方向に設定した調査区で、24 区は北側斜面まで、25 区は東西斜面を谷底付近まで調査区を延長して調査した。24・25 区交差点付近で挿鉢状遺構 S X 02、25 区東斜面で帯状平坦面 S P 13・14、西側斜面で帯状平坦面 S P 16・17、溝 S D 17 を検出した。挿鉢状遺構は平面楕円形状であり、南北約 45 m、東西約 38 m、深さ 30～50cm の規模である。中央部底面付近で土師質土器鍋が出土した。帯状平坦面は S P 16 が幅約 3 m と規模が大きい、そのほかは幅 1 m 前後である。溝 S D 17 は幅約 20cm で、S P 17 上に構築されている。なお、25 区西端部（斜面裾付近）で近世以降の石垣を検出した。

26 区 24・25 区交差点の南東側の丘陵平坦部に設定した調査区であるが、遺構、遺物は検出されなかった。

27 区 24・25 区交差点の北東側に近接して設定した調査区で、25 区から連続する帯状平坦面 S P 14 とあらたに S P 15 を検出した。

28 区 丘陵東側斜面に設定した調査区で、24 区南側に位置する。遺構・遺物とも検出されなかった。

29 区 19 区南西の尾根中央部に設定した調査区で、地表下 15～30cm で地山が露出し、調査区中央部で水道管を確認した。

30 区 29 区南西に設定した山道沿いの調査区で、尾根平坦部（南西側）から斜面部（北東側）に位置する。斜面部では地表下 20～30cm で、平坦部は地表下 50～70cm で花崗岩地山が露出した。

31 区 30 区南西の尾根平坦部中央に設定した調査区である。小規模な郭状を呈する。土師質土器坏が出土した。

32・33 区 ががら山頂上部北端に設定した調査区である。32 区は北東－南西方向に、33 区は南北方向に設定した。32・33 区交差点付近を中心に土壘状遺構 S X 03 を検出した。土壘状遺構は平面楕円形状を呈し、北側にコの字状の高まり、南側に平坦面を構築している。東西約 17 m、南北約 7 m の規模である。平坦面および土壘状の高ま

り部で柱穴 P3～7、平坦面南西端（33区）で方形の土坑状遺構 S X 11 を検出した。本格的な調査は次年度に行うこととなったため、遺構の詳細は不明であるが、平坦面端に向かって掘り込みが開く形状である。遺構埋土採取の炭化物を年代測定し、 495 ± 27 y.B.P.（更正年代）の結果を得た。また、柱穴 P3（32区）埋土採取の炭化物を年代測定し、 645 ± 27 y.B.P.（更正年代）の結果を得た。

34区 32・33区交差点北西側に設定した調査区である。調査途上で調査期間が終了したため、表土層を剥いだ程度の状態で調査を終了した。

このほかに、18区東端部南側の一帯や近接した山道沿いに大型の角礫が広く露出し、上下に積まれているようにも見える箇所があったことから、落ち葉の清掃と一部表土層の除去を行って状況を確認した。大型礫の分布する範囲は東西約7m、南北約7mの方形状で、南側へやや張り出した形状を呈し、大型礫の集中部は山道に沿って西側へ約3m伸びていた。今回の調査では、明確な石垣状の石組は確認できず、人為的な構築物であるのか、山道造成に伴う石の廃棄・集積なのかは明確にできなかったが、何らかの人為が加わっているものと思われる。

なお、2010年12月18日（土）に東広島市教育委員会と共催で現地説明会を開催した。

5. まとめ

検出遺構の広がりや検出位置などから大きく2ヶ所の遺構群にまとめることができる。第1は22～28区が位置する郭と思われる丘陵平坦部周辺で、自然地形を利用しながら小規模な人為的造作を加えて郭、竪堀状の施設を造成している。郭平坦面は自然の平坦な丘陵を利用し若干の地形改変を加えているものと思われる。平坦面の規模は南北約50m、東西約15mの規模である。平坦面北部に播鉢状遺構、平坦面の周囲に帯状平坦面 S P 12～17、溝 S D 17 を構築している。出土遺物は播鉢状遺構から土師質土器鍋が出土したのみである。郭両側に位置する谷は丘陵斜面上部を削平して傾斜を増し、竪堀状の施設として使用しているようである。第2は32～34区が位置するがから山頂部で土塁状遺構を検出し、土塁状の高まりや平坦面で柱穴 P 3～7 を、平坦面端で土坑状の落ち込みを確認した。遺構上で土師質土器杯・皿が出土した。調査機関の関係から調査途上で作業を終了し、次年度継続調査とした。この他、31区は小規模な郭状施設であり、土師質土器杯が出土した。

第1遺構群（22～28区）と第2遺構群（32～34区）の年代については、十分な考察ができる状況ではないが、遺構群の時期と性格について簡単にまとめておきたい。第1遺構群は昨年度調査を実施した9～13区および16区の北側に隣接しており、一

連の遺構群であると思われる。詳細な時期は不明であるが、室町時代後半期に位置づけられるものと推定される。昨年度検出の遺構群は堀切、柵状遺構、切岸など防御性の高い施設を備えており、本遺構群もその一部を構成するものと理解される。

第2遺構群では土師質土器坏、皿が少量出土したのみであるが、出土土器の特徴から鏡西谷遺跡H地区や鏡東谷遺跡の主要時期と近接した時期が想定され、¹⁴C年代測定値ともおおむね調和的である。ががら山山頂部に広がる平坦部のごく一部を調査したのみであり、周辺に関連遺構が広く存在することが予想されることから見て、第1遺構群や昨年度検出の遺構群と関連して営まれたと想定することも可能である。

以上、今回検出した遺構群は、基本的に室町時代後半期に位置づけられ、16世紀後半に位置づけられる遺物は含まれていないことから、鏡山城跡と同時期の遺構群である可能性が高い。昨年度の調査成果と合わせて考えると、鏡山を中心に周囲の丘陵、山塊に広く関連遺構が分布している可能性が一段と高くなったといえるであろう。

2) そのほか

その他の埋蔵文化財調査室構成員の教育・研究活動については以下の通りである（普及活動を含む）。

a) 教育

藤野次史 「総合科目 キャンパスの自然環境と環境管理」（前期、広島大学総合科学部開講）、2回分を分担（「東広島キャンパスの埋蔵文化財」）

藤野次史 「博物館概論」（前期、広島大学文学部開講）

八幡浩二 「瀬戸内文化論」（前期、尾道大学、芸術文化学部開講）

八幡浩二 「文化財学」（後期、尾道大学、教養教育科目）

b) 講演・研究発表など

八幡浩二 「郷土の歴史」福山市東部市民大学（福山市、福山市東部生涯学習センター）、4月～2011年2月に19回実施

c) 論文など

藤野次史・多田仁「旧石器文化の編年と地域性、中・四国地方」『講座日本の考古学1 旧石器時代（上）』青木書店、544～575頁、2010年4月

八幡浩二「備後松永湾沿岸における中期古墳の一様相」『都市をデザインする』（福山市立大学開学記念論集）児島書店、159～177頁、2011年3月

2. 埋蔵文化財調査室の組織

1) 埋蔵文化財調査室設置要項

(趣 旨)

第1 この要項は、広島大学埋蔵文化財調査室の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2 広島大学（以下「本学」という。）に、本学構内の埋蔵文化財の発掘調査等を行うため、広島大学埋蔵文化財調査室（以下「調査室」という。）を置く。

(業 務)

第3 調査室は、発掘調査等に関し次に掲げる業務を行う。

- (1) 調査実施計画の立案
- (2) 発掘調査、分布調査及び確認調査
- (3) 調査報告書の作成
- (4) 調査資料の保管・管理および公開
- (5) その他必要な事項

(審議機関)

第4 調査結果等についての審議は、財務部に設置された施設マネジメント会議で行う。

(組 織)

第5 調査室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 専任教員
- (3) 調査員
- (4) その他必要な職員

第6 室長は、副学長(財務担当)をもって充てる。

2 室長は、調査室の業務を掌理する。

第7 調査室の専任教員は、財務室施設マネジメント会議の推薦により、学長が任命する。

第8 調査員は、本学専任の准教授、講師、助教又は助手をもって充てる。

2 調査員は、学長が任命する。

(事務)

第9 調査室の事務は、関係部局の協力を得て、施設管理部において処理する。

(雑則)

第10 この要領は、本学における埋蔵文化財の発掘調査等が終了した日に、その効力を失う。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成17年4月1日 一部改正)

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成19年4月1日 一部改正)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成19年6月27日 一部改正)

この要項は、平成19年6月27日から施行し、この要項による改正後の広島大学埋蔵文化財調査室要項の規定は、平成19年5月21日から適用する。

2) 組織 (2009～2011年度)

室長

河本朝光 (財務・総務担当理事) 2009年4月1日～2011年4月30日

調査室員

藤野次史 (埋蔵文化財調査室准教授) 2007年4月1日～2011年4月30日

永田千織 (埋蔵文化財調査室教育研究補助職員)

2008年5月1日～2011年4月30日

八幡浩二 (埋蔵文化財調査室教育研究補助職員)

2010年4月1日～2011年3月31日

山手貴生 (埋蔵文化財調査室教育研究補助職員)

2011年4月1日～2011年4月30日

岩本三津子 (埋蔵文化財調査室契約技能職員)

2008年6月2日～2011年4月30日

3. 総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織

2011年5月1日埋蔵文化財調査室は総合博物館と合併した。これに伴い、埋蔵文化財調査室は、総合博物館埋蔵文化財調査部門となり、総合博物館の規則で規定されることとなった。また、埋蔵文化財の取り扱いについては、統合以前は財務・総務担当理事を座長とする施設マネジメント会議の中で審議されてきたが、埋蔵文化財調査室が博物館と統合したことから、あらたに総合博物館運営委員会のもとに埋蔵文化財調査専門委員会を設置し、広島大学における埋蔵文化財の取り扱いについて審議することとなった。このことから、新たな規定についても収録した。

1) 広島大学総合博物館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学総合博物館(以下「総合博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合博物館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資することを目的とする。

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること。
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること。

(組織)

第3条 総合博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

2 総合博物館に、前項に掲げるもののほか、研究員又は客員研究員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 館長は、学術室センター等推進部門(以下「推進部門」という。)の意見を聴いて、学長が任命する。

3 館長は、推進部門の助言により総合博物館の業務を掌理する。

4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 総合博物館の専任教員は、役員会の議を経て、学長が任命する。

第6条 研究員は、本学の教員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第7条 調査員は、本学の教員をもって充てる。

2 調査員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

(部門)

第8条 総合博物館に、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1) 展示情報・研究企画部門

(2) 埋蔵文化財調査部門

2 部門に、部門長を置く。

3 部門長は、本学専任の教員をもって充てる。

4 部門長は、館長の意見を聴いて、学長が任命する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

6 部門長の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第9条 総合博物館に、広島大学総合博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 部門長
- (3) 総合博物館の専任教員
- (4) 大学院総合科学研究科, 大学院文学研究科, 大学院教育学研究科, 大学院社会科学研究科, 大学院理学研究科, 大学院先端物質科学研究科, 大学院保健学研究科, 大学院生物圏科学研究科, 大学院医歯薬学総合研究科, 大学院国際協力研究科, 大学院法務研究科及び大学院工学研究院が, それぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者1人
- (5) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号及び第5号の委員の再任は、妨げない。

第11条 運営委員会は、総合博物館に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針(教員人事・予算の原案作成等を含む。)に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) その他総合博物館の運営に関すること。

第12条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第13条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(運営支援)

第 15 条 総合博物館の運営支援は、財務・総務室施設企画グループの協力を得て、
学術室学術推進グループにおいて行う。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総合博物館が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合博物館は、平成 28 年 3 月 31 日まで存続するものとし、平成 27 年度までにその存続の見直しを行う。
- 3 広島大学総合地誌研究資料センター規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 47 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 36 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日規則第 39 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 126 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 66 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 26 日規則第 83 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学埋蔵文化財調査室要項(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)は、廃止する。

2) 広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、広島大学総合博物館規則（平成18年3月31日規則第78号）第14条の規定に基づき、広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学構内の埋蔵文化財の発掘調査・保存等に関し、専門的な見地から審議を行うため専門委員会を設置する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合博物館長
- (2) 総合博物館埋蔵文化財調査部門長
- (3) 総合博物館専任の教員のうちから総合博物館長が指名する者
- (4) 発掘調査に関連のある専門分野の教員 若干人
- (5) 副理事（財務企画担当）
- (6) 副理事（施設企画担当）

2 委員は、総合博物館長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号の委員の再任は妨げない。

(会議)

第4条 専門委員会に委員長を置き、総合博物館埋蔵文化財調査部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第5条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 専門委員会の事務は、学術室学術推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月29日から施行する。

3) 専門委員会委員 (2011～2012年度)

委員長

藤野次史 (総合博物館教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
岡橋秀典 (総合博物館館長)	2011年11月1日～2013年3月31日
佐竹 昭 (大学院総合科学研究科教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
西別府元日 (大学院文学研究科教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
古瀬清秀 (大学院文学研究科教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
三浦正幸 (大学院文学研究科教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
前杵英明 (大学院教育学研究科教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
星野健一 (大学院理学研究科准教授)	2011年11月1日～2013年3月31日
渡邊和良 (財務・総務室 副理事 (財務企画担当))	2011年11月1日～2013年3月31日
森 進 (財務・総務室 副理事 (施設企画担当))	2011年11月1日～2013年3月31日

4) 組織 (2011～2013年度)

部門長 (併任)

藤野次史 (総合博物館准教授)	2011年5月1日～2011年6月30日
(総合博物館教授)	2011年7月1日～

調査部門員

永田千織 (総合博物館教育研究補助職員)	2011年5月1日～2012年3月31日
(総合博物館研究員)	2012年4月1日～2014年3月31日
山手貴生 (総合博物館教育研究補助職員)	2011年5月1日～2014年3月31日
岩本三津子 (総合博物館契約技能職員)	2011年5月1日～2012年4月30日
西口祐子 (総合博物館契約技能職員)	2012年5月1日～